

平成29年4月

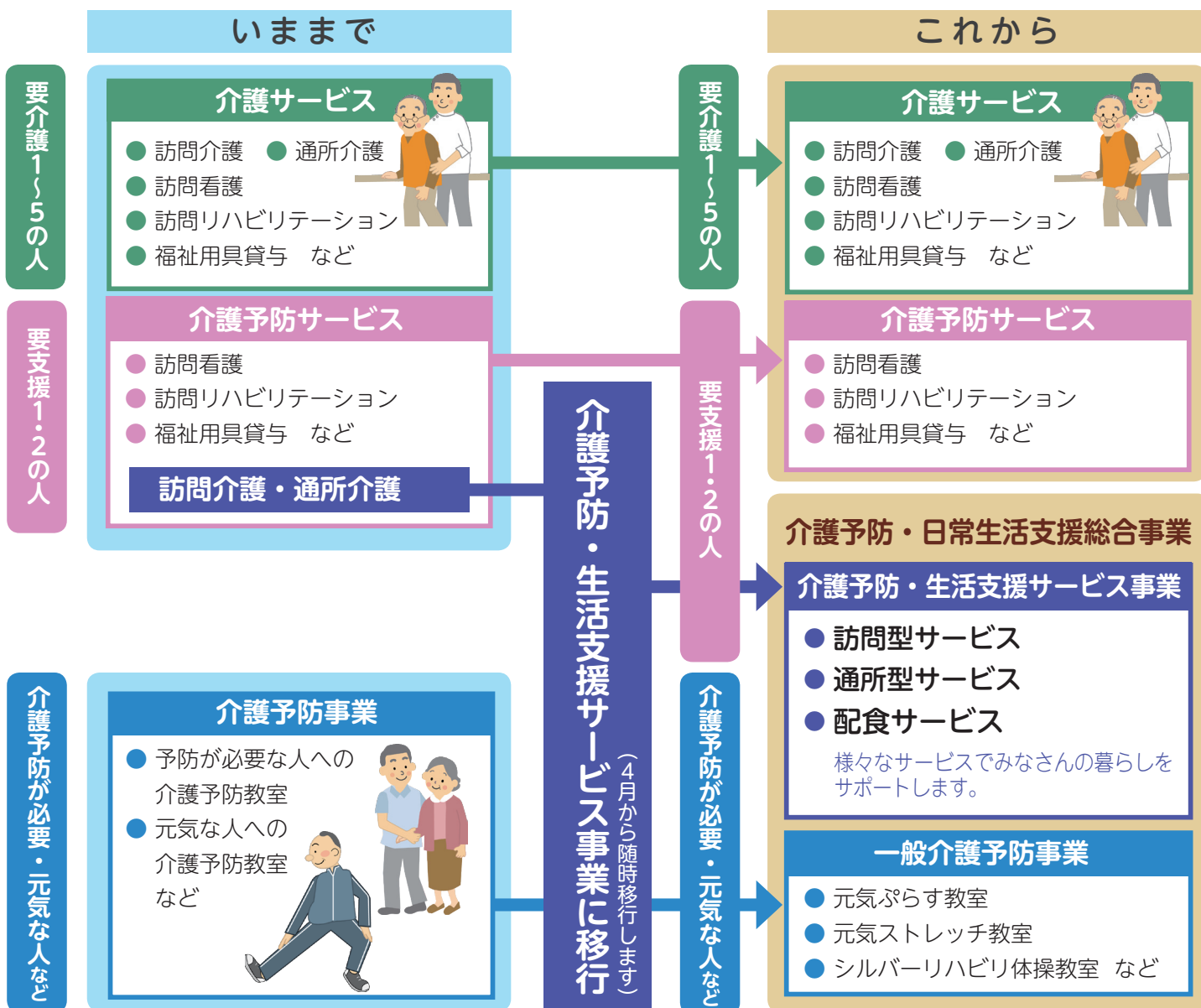
「介護予防・日常生活支援総合事業」が はじまります

介護や生活支援を必要とする人が増えるなか、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で生活を継続するために、買い物や掃除などの支援、生きがいを持って参加できる活動への支援が、これまで以上に必要になると見込まれます。

平成29年4月からはじまる「介護予防・日常生活支援総合事業」では、高齢者の多様なニーズに応えるサービスを、地域の実情に応じて総合的に提供し、地域での支え合いの体制づくりを進めます。

ここが
変わります

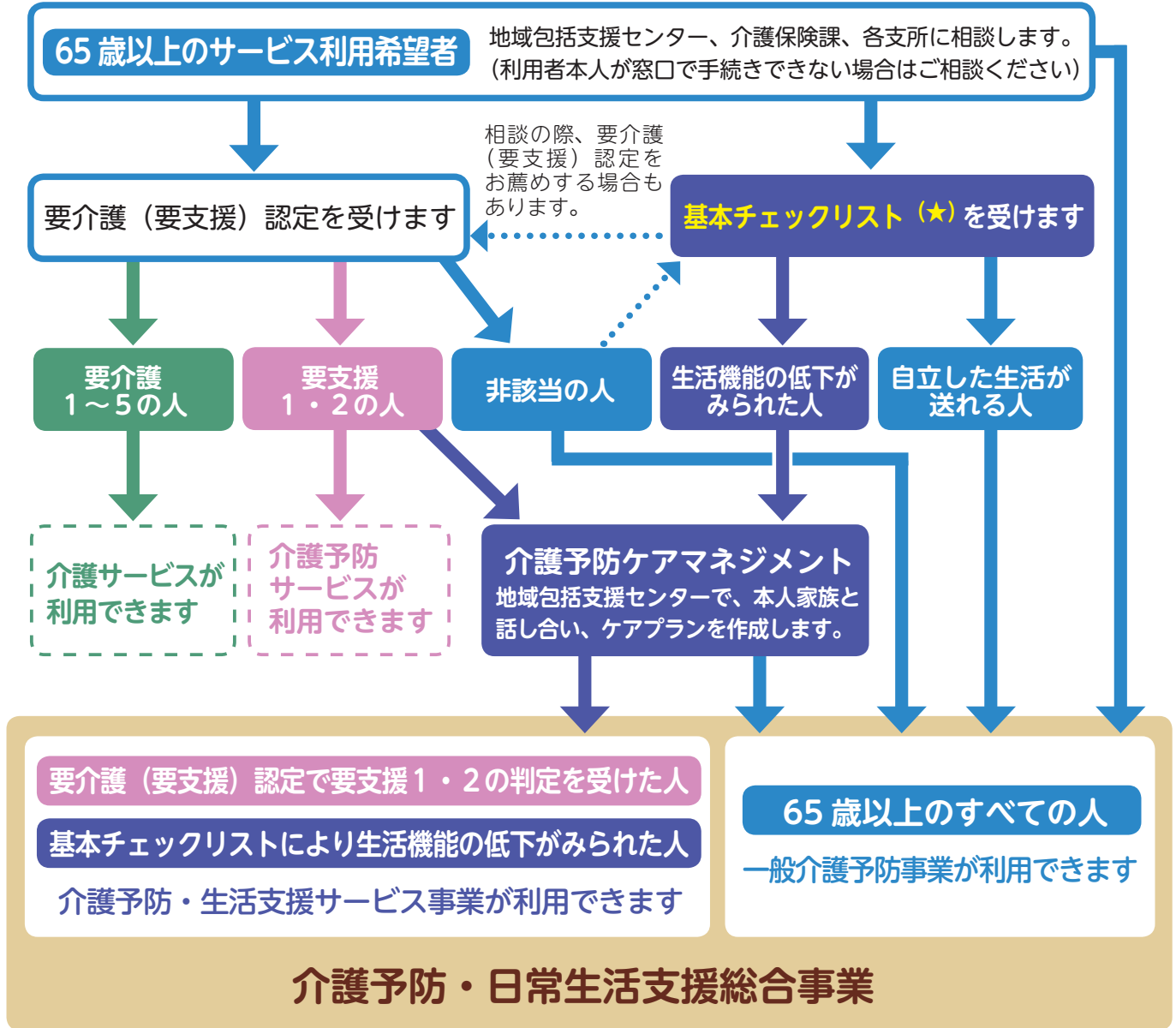
- ▶ 全国一律の「介護予防訪問介護・通所介護」を、市が取り組む「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。
- ▶ 「介護予防・生活支援サービス事業」のサービスのみを利用する場合は、要介護（要支援）認定の手続きをしなくても、基本チェックリストによる判定でご利用できます。



「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「福祉用具貸与」などのサービスを利用する場合は、引き続き要介護（要支援）認定が必要になります。

利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての人が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。



※ 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者となったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護（支援）認定を申請することができます。

（★）基本チェックリスト…25の質問項目で、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます

基本チェックリストの内容（一部）

- バスや電車でひとりで外出していますか？
- 転倒に対する不安は大きいですか？
- 週に一回以上は外出していますか？
- 今日が何月何日かわからないときがありますか？

まずは
ご相談ください

☎ 市地域包括支援センター ☎ 24-2115
地域包括支援センターまごころ（明野農村環境改善センター内） ☎ 52-8552